

平成 24 年 6 月

第 2 回 徳島市議会定例会議案

(予 算 議 案 2)

目

次

議案第59号	平成24年度徳島市一般会計補正予算（第2号）	1 ページ
--------	------------------------	-------	-------

平成24年度徳島市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度徳島市一般会計補正予算（第2号）

平成24年度徳島市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,887,875千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,516,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正（追加）」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正（追加）」及び「第4表 地方債補正（変更）」による。

平成24年6月7日提出

徳島市長 原 秀 樹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		15,843,196	150,525	15,993,721
	2 国庫補助金	1,326,881	150,525	1,477,406
15 県支出金		5,700,957	494,420	6,195,377
	2 県補助金	1,604,224	494,420	2,098,644
18 繰入金		1,372,643	181,955	1,554,598
	1 基金繰入金	1,372,643	181,955	1,554,598
19 諸収入		1,823,147	41,175	1,864,322
	4 受託事業収入	80,000	1,515	81,515
	5 雑収入	522,932	39,660	562,592
20 市債		10,081,600	1,019,800	11,101,400
	1 市債	10,081,600	1,019,800	11,101,400
歳入	合計	90,628,693	1,887,875	92,516,568

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,670,426	45,656	7,716,082
	1 総務管理費	6,304,107	40,651	6,344,758
	3 戸籍住民基本台帳費	328,147	5,005	333,152
3 民生費		39,272,627	560,703	39,833,330
	2 児童福祉費	12,734,441	560,703	13,295,144
4 衛生費		9,829,838	86,941	9,916,779
	1 保健衛生費	5,179,953	86,941	5,266,894
5 労働費		60,835	2,200	63,035
	1 労働諸費	60,835	2,200	63,035
6 農林水産業費		997,560	107,300	1,104,860
	1 農林水産業費	353,503	4,200	357,703
	2 農地費	644,057	103,100	747,157
7 商工費		1,811,974	8,490	1,820,464
	1 商工費	1,811,974	8,490	1,820,464
8 土木費		8,771,653	980,692	9,752,345
	2 道路橋りょう費	2,086,359	509,185	2,595,544
	3 河川及び排水施設費	795,688	228,980	1,024,668

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 都市計画費	5,096,417	206,027	5,302,444
	6 住宅費	602,478	36,500	638,978
9 消防費		2,487,805	92,393	2,580,198
	1 消防費	2,487,805	92,393	2,580,198
10 教育費		9,017,078	3,500	9,020,578
	1 教育総務費	765,790	3,500	769,290
歳出	合計	90,628,693	1,887,875	92,516,568

第2表 継続費補正（追加）

（単位 千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	津波避難施設整備事業	119,000	24	75,000
				25	44,000

第3表 地方債補正（追加）

（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学童保育会館整備事業	7,100	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から据置期間を含め、平成55年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによる ことができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
葬斎場整備事業	6,600			
市街地整備事業	83,100			
津波避難施設整備事業	19,000			

第4表 地方債補正（変更）

（単位 千円）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
庁舎改修事業	56,900	29,000	85,900	補正前に同じ		
農地施設整備事業	218,800	57,900	276,700			
道路橋りょう整備事業	1,099,100	300,400	1,399,500			
排水施設整備事業	432,200	163,400	595,600			
公営住宅建設事業	19,700	3,300	23,000			
臨時財政対策	5,340,000	350,000	5,690,000			

この冊子は再生紙を使用しています。

